

臨時福祉給付金（経済対策分）について

平成29年3月6日から申請書の受付を開始した臨時福祉給付金（経済対策分）は、9月6日をもって受付を終了しました。

1 支給状況

対象者数	492,473人
申請者数	416,497人（申請率84.6%）
支給者数	414,814人（支給率84.2%）
支給額	6,222,210千円

（注）平成29年11月30日現在、一部処理中のため最終結果は若干変動します。

2 取組状況

（1）コールセンター

開設期間：平成29年2月20日から12月28日まで
お問合せ件数：約4.9万件（11月30日現在）

（2）区役所相談窓口

開設期間：平成29年3月6日から6月30日まで
相談窓口来庁件数：約1.5万件（窓口終了時点）

（3）広報等の対応

ア 勧奨通知 平成29年3月6日、再勧奨通知 平成29年5月24日

※申請書記入の負担感軽減のため、前年度の給付金を受給された方には、押印又は署名のみで済む簡易用申請書を導入し、申請しやすいよう工夫しました。

イ 「広報よこはま」平成29年3月、8月号への記事掲載

ウ 専用ホームページの開設

エ 交通機関等の媒体を利用したポスター及び動画による広報、新聞広告
（3月～4月、7月～8月）

オ 区役所及び公共施設等におけるポスター掲示や本市PRボックスへのチラシ配布

カ テレビ・ラジオを利用した広報（3月、7月、8月）

【参考】臨時福祉給付金（経済対策分）について

臨時福祉給付金は、消費税率引上げ（5%→8%）による影響を緩和するため、所得の少ない方に対して、軽減税率導入などの制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として給付するものです。

今回は、制度的対応が予定されている平成31年10月までの2年半分（平成29年4月～平成31年9月分）にあたる一人当たり1万5千円を一括して給付しました。

<対象要件>

平成28年1月1日現在本市に住民登録があり、平成28年度市民税が課税されていない者（課税者の扶養親族、生活保護受給者等は除く。）